

○聖籠町最低制限価格制度運用要領

平成 22 年 3 月 26 日
告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。)及び聖籠町財務規則(平成 6 年聖籠町規則第 5 号)第 162 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 最低制限価格を設ける対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事であつて、当該工事の予定価格が 700 万円以上の工事
- (2) 聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成 20 年聖籠町告示第 85 号)別表第 1 に規定する業務のうち、測量、設計、物件調査及び地質調査の業務(以下「建設コンサルト等の業務」という。)であつて、当該業務の予定価格が 130 万円以上の業務

2 前項の規定にかかわらず、町長が最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、対象としないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 建設工事に係る競争入札の最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額(消費税及び地方消費税を除いた金額で、当該金額に 1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に 100 分の 108 を乗じて得た額とし、算定した額が予定価格の 100 分の 85 以上 100 分の 90 以下の場合、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 90 を乗じた額を超える場合は予定価格に 100 分の 90 を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に 100 分の 85 を乗じた額に満たない場合は予定価格に 100 分の 85 を乗じた額を最低制限価格とする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

2 建設コンサルト等の業務に係る競争入札の最低制限価格は、次の表の業種区分ごとに同表の①から④に掲げる額の合計額(消費税及び地方消費税を除いた金額で、当該金額に 1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に 100 分の 108 を乗じて得た額とし、算定した額が予定価格の 100 分の 80 以上 100 分の 90 以下の場合、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 90 を乗じた額を超える場合は予定価格に 100 分の 90 を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に 100 分の 80 を乗じた額に満たない場合は予定価格に 100 分の 80 を乗じた額を最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額	—	—
設計業務	直接人件費の額	直接経費のうち次のアからオまでに該当するものの額		

		ア 事務用品費 イ 旅費交通費 ウ 電子成果品 作成費 エ 電子計算機 使用料及び機 械器具損料 オ 特許使用料、 製図費等	その他原価の額に 100 分の 70 を乗じ て得た額	一般管理費等の額 に 100 分の 70 を乗 じて得た額
物件調査業務	直接原価の額	その他原価の額に 100 分の 70 を乗じ て得た額	一般管理費等の額 に 100 分の 70 を乗 じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に 100 分の 70 を乗じて得 た額	

3 前2項に規定する算定方法により算出した最低制限価格を適用することが適当でない認められる場合は、建設工事においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の85までの範囲で定めるものとし、建設コンサルタント等の業務においては、予定価格の100分の90から予定価格の100分の80までの範囲で定めるものとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年5月1日以降に入札を行う工事又は測量業務について適用する。

附 則(平成26年6月20日告示第41号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年6月2日告示第10号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年7月1日以降に行う入札について適用する。